

定款の改正について

平成23年5月29日

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
<p>(種別) 第6条 (中略) (2) 一般会員(中略) 1.個人会員:正会員であるチームに所属する選手、スタッフ(代表者、監督、コーチ、審判等)、公認ライセンス取得審判、<u>同指導者、及び、その他この法人の目的に賛同して入会する個人。</u>シニア会員とジュニア会員に分類される。(後略) 2.団体会員:この法人の目的に賛同して入会する団体。</p> <p>(総会の招集) 第28条 (中略) 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した<u>書面</u>により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(総会の定足数) 第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席(<u>書面表決及び委任表決を含む</u>)がなければ開会することができない。</p> <p>(総会の表決権等) 第32条 (中略) 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について<u>書面</u>をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。(後略)</p> <p>(理事会の招集) 第38条 (中略) 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した<u>書面</u>により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p> <p>(理事会の定足数) 第40条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席(<u>書面表決及び委任表決を含む</u>)がなければ開会することができない。</p> <p>(理事会の表決権等) 第42条 (中略) 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について<u>書面</u>をもって表決することができる。(後略)</p> <p>(常任理事会の招集) 第48条 (中略) 3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した<u>書面</u>により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p> <p>(常任理事会の表決権等) 第52条 (中略) 2 やむを得ない理由のため常任理事会に出席できない会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、あらかじめ通知された事項について<u>書面</u>をもって表決することができる。(後略)</p>	<p>(種別) 第6条 (中略) (2) 一般会員(中略) 1.個人会員:正会員であるチームに所属する選手、スタッフ(代表者、監督、コーチ、審判等)、公認ライセンス取得審判、<u>及び、同指導者であってこの法人の目的に賛同して入会する個人。</u>シニア会員とジュニア会員に分類される。(後略) 2.団体会員は削除</p> <p>(総会の招集) 第28条 (中略) 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した<u>書面又は電磁的方法</u>により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(総会の定足数) 第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席(<u>書面表決者等及び委任表決者を含む</u>)がなければ開会することができない。</p> <p>(総会の表決権等) 第32条 (中略) 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について<u>書面又は電磁的方法</u>をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。(後略)</p> <p>(理事会の招集) 第38条 (中略) 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した<u>書面又は電磁的方法</u>により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p> <p>(理事会の定足数) 第40条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席(<u>書面表決者等及び委任表決者を含む</u>)がなければ開会することができない。</p> <p>(理事会の表決権等) 第42条 (中略) 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について<u>書面又は電磁的方法</u>をもって表決することができる。(後略)</p> <p>(常任理事会の招集) 第48条 (中略) 3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した<u>書面又は電磁的方法</u>により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。</p> <p>(常任理事会の表決権等) 第52条 (中略) 2 やむを得ない理由のため常任理事会に出席できない会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、あらかじめ通知された事項について<u>書面又は電磁的方法</u>をもって表決することができる。(後略)</p>

2 変更の理由

- ①一般会員の個人会員を選手、スタッフ、審判員、指導者に限定し、その他この法人の目的に賛同して入会する個人会員を正会員のみ一本化することで、会員制度の簡素化を図るため。(第6条関係)
- ②総会、理事会、常任理事会の通知及び書面表決に電磁的方法を加えるため。(第28,30,32,38,40,42,48,52条関係)